

# 「国道371号道路改築事業における橋梁の放射能問題に関する有識者会議」設置要綱

## (目的)

### 第1条

国道371号道路改築事業の一環として大阪府が工事発注した橋梁の橋桁（以下「本橋桁」と言う。）については、東日本大震災に起因する東京電力福島原子力発電所事故による放射能の影響が懸念されていることから、本橋桁における現時点での調査結果を基にした、安全性評価及び今後の対応方針等について検討することを目的として、「国道371号道路改築事業における橋梁の放射能問題に関する有識者会議（以下「有識者会議」と言う。）」を設置する。

## (検討事項)

### 第2条

有識者会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 本橋桁における放射線量等調査方法の妥当性
- (2) 調査結果の評価
- (3) 対応方針に関する意見
- (4) その他、本橋桁における放射線による影響に関し必要と認める事項

## (組織)

### 第3条

- 1 有識者会議は、委員4名により構成する。
- 2 委員は、放射線に関して学識経験を有するものから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

## (座長)

### 第4条

- 1 有識者会議に座長を置き、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

### 第5条

- 1 会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、有識者会議において公開しないことを決したときは、この限りでない。

## (事務局)

### 第6条

有識者会議の事務局は、大阪府都市整備部交通道路室道路整備課に置く。

## (その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。